平成２３年（フ）第１３７２号
名古屋市西区上橋町140番地
破産者　株式会社クレド
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０３２号
大阪府泉南市信達牧野520番地の４
破産者　株式会社ナカヨモケミカル
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３３７号
大阪府貝塚市三ツ松520番地１、商業登記簿上の本店所在地大阪府貝塚市三ツ松838番地
破産者　有限会社織部産業
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４１５号
神戸市東灘区住吉本町２丁目18番２号
破産者　有限会社ガレインターナショナル
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９４号
兵庫県豊岡市日高町上石353番地の２
破産者　株式会社大山土建
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
兵庫県美方郡新温泉町丹土650番地の１
破産者　有限会社西坂土建
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
広島県福山市曙町一丁目７番23―３号、旧住所広島県福山市津之郷町大字津之郷2466番地
破産者　門田　英作
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第５１５号
大分市王子町４番４号　王子ビル３階
破産者　株式会社愛ことば
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４３号
北海道伊達市山下町147番地
破産者　有限会社数又建設
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第５８号
青森県上北郡野辺地町字野辺地365番地１
破産者　有限会社中谷石油
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１２号
盛岡市西下台町９番40―107号
破産者　株式会社ｄａｎｋｅ
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１３１号
群馬県高崎市緑町１丁目３番３号
破産者　株式会社グリーンエナジー
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３２８号
神奈川県横須賀市日の出町１丁目７番地
破産者　有限会社日の出屋望月酒店
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１２８号
神奈川県横須賀市上町４丁目90番、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横須賀市久里浜１丁目６番１号
破産者　株式会社カーム
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２２０号
神奈川県厚木市妻田東１丁目６番55―503号
破産者　有限会社髙橋商会
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２７３号
神奈川県厚木市愛甲910番地の１―２―204
破産者　有限会社共同ハガネ機材
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８３号
岐阜市細畑塚浦61番地１、申立時の住所岐阜県羽島郡笠松町田代461番地の６
破産者　伴野　克己
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１９３号
岐阜市北島９丁目９番11号、商業登記簿上の本店所在地岐阜県可児市瀬田315番地
破産者　株式会社ＭＡＲＳ
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１９４号
岐阜県可児市瀬田315番地
破産者　金子　達也
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２１２号
岐阜県各務原市蘇原寺島町２丁目80番地
破産者　中村　繁樹
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２６２号
静岡県富士市久沢1078番地の２
破産者　有限会社山口製缶
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第３２号
静岡県富士市宮下500番地の１
破産者　株式会社杉山徳次郎商店
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第５４号
熊本県熊本市健軍２丁目13番15号
破産者　株式会社日経地所
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部